

○塩尻市情報公開条例

平成10年3月30日条例第5号

改正

平成17年3月25日条例第21号  
平成24年12月25日条例第34号  
平成28年3月28日条例第7号  
令和4年12月23日条例第28号

塩尻市情報公開条例

（目的）

第1条 この条例は、市民が情報の公開を求める権利を明らかにし、かつ、保障することにより、市民の市政への信頼と理解を深めるとともに市政への市民参加を促進し、もって一層公正で開かれた市政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- （2）情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されている情報で、実施機関において管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
- （3）情報の公開 実施機関がこの条例に基づき、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、情報の公開を求める市民の権利が十分保障されるよう努めるとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、情報の公開に併せ、広報活動の充実に努めるとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（情報の公開請求権）

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する情報の公開を請求することができる。

（公開請求の手続）

第5条 情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関が、請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

- （1）氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- （2）公開を請求しようとする情報を特定するために必要な事項
- （3）前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

（請求に対する決定等）

第6条 実施機関は、前条の規定による情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、当該公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に請求に係る情報を公開するか否かを決定し、当該公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関が情報の公開をしない旨の決定（第11条の規定による情報の部分公開に係る決定を含む。）をしたときは、その理由を付記して通知しなければならない。この場合において、期間の経過により、当該情報の公開をしない旨の決定をした理由がなくなることが明らかであるときは、その時期を併せて付記しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に公開するか否かの決定（以下「公開決定等」という。）ができないときは、同項の規定にかかわらず、当該公開請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長できるものとする。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を請求者に通知しなければならない。

（事案の移送）

第7条 実施機関は、公開請求に係る情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求に係る公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定（第11条の規定による情報の部分公開に係る決定を含む。以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第8条 公開請求に係る情報に実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び請求者以外の者(以下この条、第17条及び第18条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている情報を第12条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第16条及び第17条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(情報の公開義務)

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令等の規定により、公開することができないとされている情報

(情報の公開の実施)

第10条 実施機関は、公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、情報の公開をすることにより、当該情報が汚損され、又は破損されるおそれのあるとき、次条の規定による情報の部分公開をするときその他相当の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該情報の写しにより公開をすることができる。

(部分公開及び期間経過後の公開)

- 第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報に第9条各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、非公開情報が記録されている部分を除いて当該情報を公開しなければならない。
- 2 実施機関は、非公開情報であっても、期間の経過により当該情報を非公開とする理由がなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。
- (公益上の理由による裁量的公開)
- 第12条 実施機関は、公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該情報を公開することができる。
- (情報の存否に関する情報)
- 第13条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。
- (費用の負担)
- 第14条 情報の公開に係る費用は、無料とする。ただし、公開された情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成又は送付に要する費用を負担しなければならない。
- (審理員の指名の適用除外)
- 第15条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。
- (審査会への諮問)
- 第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成28年塩尻市条例第11号)第1条に規定する塩尻市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合(当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、審査請求書、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち実施機関が定めるものの写しを添えてしなければならない。
- (諮問をした旨の通知)
- 第17条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)
- (2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)
- 第18条 第8条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る情報を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)
- (他の制度等との調整)
- 第19条 この条例は、法令、他の条例その他別の定めにより、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる情報については、適用しない。
- 2 この条例は、図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している情報については、適用しない。
- (情報検索資料の作成及び閲覧)
- 第20条 実施機関は、情報の管理体制の整備を図るとともに、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。
- (実施状況の公表)
- 第21条 市長は、毎年この条例の規定に基づく情報の公開の実施状況を公表するものとする。
- (出資法人等の情報の公開)
- 第22条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、出資法人等の情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- (委任)
- 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例は、平成9年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。
- (樽川村の編入に伴う経過措置)
- 3 樽川村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、樽川村情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成12年樽川村条例第4号。以下「樽川村条例」という。)の規定によりなされた情報の公開の請求に対する公開する旨又は公開しない旨の決定その他の処分及びその公開する情報の適用範囲については、第6条から第12条までの規定にかかわらず、樽川村条例の例による。
- 4 編入日前に樽川村の職員が作成し、又は取得した情報に関する附則第2項の適用については、同項の規定中「平成9年4月1日」とあるのは「平成12年4月1日」とする。
- 附 則(平成17年3月25日条例第21号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、附則に2項を加える改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の塩尻市情報公開条例の規定は、塩尻市情報公開条例第6条第1項の規定による決定(以下「公開決定等」という。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされたもの又は同項に規定する公開請求(以下「公開請求」という。)に係る不作為であって施行日以後にされた公開請求に係るものに係る審査請求について適用し、公開決定等であって施行日前にされたもの又は公開請求に係る不作為であって施行日前にされた公開請求に係るものに係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年12月23日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の塩尻市情報公開条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する情報の公開については、なお従前の例による。

---